

平成30年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員

尾 監 査 第 3 8 号
令和元年8月16日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信
同 高 橋 和 司
同 卷 幡 伸 一

平成30年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
2	資金不足比率の状況	11
3	むすび	13

(注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号等の用法は次のとおりである。
「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成30年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 平成30年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月22日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.61	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.61	30.00
実質公債費比率	6.4	6.6	△ 0.2	25.0	35.0
将来負担比率	34.7	36.2	△ 1.5	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は 1 億 9,568 万 3 千円の黒字であり、実質赤字額がないため実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入を行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会 計 名	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
一 般 会 計	222,320	289,115	△66,795	△ 23.10
港 湾 事 業 特 別 会 計	22,649	27,887	△ 5,238	△ 18.78
夜間救急診療所事業特別会計	△ 49,286	△ 47,884	△ 1,402	△ 2.93
合 計	195,683	269,118	△ 73,435	△ 27.29
標 準 財 政 規 模	34,958,257	34,921,555	36,702	0.11
参 考 比 率	△ 0.56	△ 0.77	0.21	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△0.56%であり、前年度の△0.77%に比べ0.21ポイント悪化している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	20,333,779	19,791,305	542,474	2.74
普 通 交 付 税 額	12,585,408	12,958,792	△ 373,384	△ 2.88
臨時財政対策債発行可能額	2,039,070	2,171,458	△ 132,388	△ 6.10
合 計	34,958,257	34,921,555	36,702	0.11

標準財政規模は 349 億 5,825 万 7 千円で、前年度に比べ 3,670 万 2 千円 (0.11%) 増加している。これは、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ減少したものの、標準税収入額等が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 84 億 5,427 万 6 千円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	平成 30 年度	平成29 年度	増減額	増減率
一 般 会 計	181,342	252,502	△ 71,160	△ 28.18
港 湾 事 業 特 別 会 計	14,341	16,616	△ 2,275	△ 13.69
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	44,978	387,760	△ 342,782	△ 88.40
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	164,138	161,375	2,763	1.71
後期高齢者医療事業特別会計	48,514	49,352	△ 838	△ 1.70
水 道 事 業 会 計	3,084,117	3,183,587	△ 99,470	△ 3.12
病 院 事 業 会 計	4,873,787	4,970,823	△ 97,036	△ 1.95
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
公共下水道事業特別会計	30,752	0	30,752	皆増
漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	12,307	0	12,307	皆増
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	8,454,276	9,022,015	△ 567,739	△ 6.29
標 準 財 政 規 模	34,958,257	34,921,555	36,702	0.11
参 考 比 率	△ 24.18	△ 25.83	1.65	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は△24.18%であり、前年度の△25.83%に比べ 1.65 ポイント悪化している。

連結実質収支額等の合計は 84 億 5,427 万 6 千円で、前年度に比べ 5 億 6,773 万 9

千円（6.29%）の減少となっている。これは、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全下水道事業特別会計の実質収支の黒字額が増加したものの、一般会計及び上記の特別会計を除く各特別会計の黒字額並びに各公営企業会計の資金剰余額が減少したためである。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成28年度から平成30年度の3か年平均が平成30年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は6.1%で、前年度に比べ0.6ポイント改善している。これは、算定式において、元利償還金、準元利償還金がそれぞれ減少したことに加え、マイナス要因となる元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加により分子が減少したためである。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は6.4%で、前年度に比べ0.2ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	6,858,226	6,962,106	△ 103,880	△ 1.49
B 準 元 利 償 還 金	1,175,452	1,185,469	△ 10,017	△ 0.84
C 特 定 財 源	1,221,361	1,273,006	△ 51,645	△ 4.06
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	4,985,495	4,867,432	118,063	2.43
E 標 準 財 政 規 模	34,958,257	34,921,555	36,702	0.11
実質公債費比率(3か年平均)	6.4	6.6	△ 0.2	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	6.1	6.7	△ 0.6	

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
元 利 償 還 金 (一 般 会 計 等)	6,858,226	6,962,106	△ 103,880	△ 1.49
水 道 事 業 会 計	80,923	77,052	3,871	5.02
病 院 事 業 会 計	357,126	363,804	△ 6,678	△ 1.84
千光寺山索道事業特別会計	30,741	24,402	6,339	25.98
公共下水道事業特別会計	583,088	606,462	△ 23,374	△ 3.85
漁業集落排水事業特別会計	10,791	10,791	0	—

特定環境保全公共下水道事業特別会計	85,958	78,948	7,010	8.88
農業集落排水事業特別会計	23,998	23,998	0	—
渡船事業特別会計	2,827	12	2,815	23,458.33
一部事務組合	0	0	0	—
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	—
一時借入金利子	0	0	0	—
合計	8,033,678	8,147,575	△ 113,897	△ 1.40

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ1億1,389万7千円(1.40%)の減少となっている。これは、水道事業会計、千光寺山索道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計及び渡船事業特別会計において準元利償還金が増加したものの、一般会計の元利償還金並びに病院事業会計及び公共下水道事業特別会計の準元利償還金が減少したことによるものである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	10,574	9,335	1,239	13.27
公営住宅使用料	160,806	165,936	△5,130	△ 3.09
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,049,981	1,097,735	△ 47,754	△ 4.35
合計	1,221,361	1,273,006	△ 51,645	△ 4.06

特定財源は、前年度に比べ5,164万5千円(4.06%)の減少となっている。これは、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金が増加したものの、公営住宅使用料及び都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が減少したためである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	765,270	862,327	△ 97,057	△ 11.26
災害復旧費等に係る基準財政需要額	4,064,238	3,850,501	213,737	5.55
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	155,987	154,604	1,383	0.89
合 計	4,985,495	4,867,432	118,063	2.43

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ1億1,806万3千円(2.43%)の増加となっている。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金がそれぞれ増加したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 34.7%で前年度に比べ 1.5 ポイント改善しており、早期健全化基準 (350.0%) を下回った数字となっている。これは、算定式において、分子の構成要素である将来負担額の増加に対して、マイナス要因である充当可能財源等がこれを上回る増加となったことから、分子が前年度に比べ大きく減少した一方、分母のマイナス要因である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加はあったものの、分母が微減となったことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
A 将来負担額	97,277,112	96,318,569	958,543	1.00
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	86,859,992	85,421,982	1,438,010	1.68
計 (A - B)	10,417,120	10,896,587	△ 479,467	△ 4.40
C 標準財政規模	34,958,257	34,921,555	36,702	0.11
D 元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	4,985,495	4,867,432	118,063	2.43
計 (C - D)	29,972,762	30,054,123	△ 81,361	△ 0.27
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	34.7	36.2	△ 1.5	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
地方債の現在高	73,360,560	71,631,866	1,728,694	2.41
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	—
公営企業債等繰入見込額	14,353,362	14,515,075	△ 161,713	△ 1.11

組合負担等見込額	0	0	0	—
退職手当負担見込額	9,563,190	10,171,628	△ 608,438	△ 5.98
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合計	97,277,112	96,318,569	958,543	1.00

将来負担額は972億7,711万2千円で、前年度に比べ9億5,854万3千円(1.00%)の増加となっている。これは、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額が減少したものの、地方債の現在高が増加したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
充当可能基金	15,174,132	15,422,620	△ 248,488	△ 1.61
充当可能特定歳入	12,111,881	11,810,485	301,396	2.55
(うち都市計画税)	11,013,755	10,600,838	412,917	3.90
基準財政需要額算入見込額	59,573,979	58,188,877	1,385,102	2.38
合計	86,859,992	85,421,982	1,438,010	1.68

充当可能な財源は868億5,999万2千円で、前年度に比べ14億3,801万円(1.68%)増加している。これは、充当可能基金が減少したものの、充当可能特定歳入及び地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額が、それぞれ増加したためである。

2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	平成30年度 資金不足比率	平成29年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	—	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

公営企業会計に属する8会計の内、資金剰余額を生じた会計は、水道事業会計30億8,411万7千円、病院事業会計48億7,378万7千円である。その他の6会計のうち、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計については、令和元年度から地方公営企業法の適用を受けるため、打切決算とされており、それぞれ3,075万2千円、1,230万7千円の歳入歳出差引残額が令和元年度の下水道事業（法適用）に引き継がれている。その他の4事業については、一般会計からの繰入金により収支均衡が図られているため資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	
法 適 用	水道事業会計	資金剰余額	3,084,117	3,183,587	△ 99,470	△ 3.12
		事業の規模	3,351,936	3,565,100	△ 213,164	△ 5.98
	病院事業会計	資金剰余額	4,873,787	4,970,823	△ 97,036	△ 1.95
		事業の規模	11,809,382	11,524,698	284,684	2.47
法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	20,000	20,000	0	-
	公共下水道事業 特別会計	資金剰余額	30,752	0	30,752	皆増
		事業の規模	299,116	327,014	△ 27,898	△ 8.53
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,889	2,855	34	1.19
	特定環境保全公共 下水道事業特別会計	資金剰余額	12,307	0	12,307	皆増
		事業の規模	74,930	83,145	△ 8,215	△ 9.88
	農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	8,516	8,561	△ 45	△ 0.53
渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-	
	事業の規模	3,151	4,030	△ 879	△ 21.81	

※法適用企業である水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率は6.4%で、標準財政規模と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額がそれぞれ増加したことなどにより、単年度ベースでは前年度に比べ0.6ポイント、3年間の平均値でも0.2ポイント改善している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は34.7%で、標準財政規模と充当可能財源等（基金・特定歳入等）がそれぞれ増加したことなどにより前年度に比べ1.5ポイント改善している。

実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの指数も改善が図られたことは、率直に評価したい。ただし、地方債現在高が前年度に比べ増加していることには十分留意し、今後の行財政運営に取り組まれない。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

一方、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、法非適用事業については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況がある。

各会計においては、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。